

教育に関する大綱の策定について

1. 大綱の法律上の位置づけ

根拠法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

策定主体 地方公共団体の長（ただし、総合教育会議において協議が必要）

策定方法 国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ策定

2. 大綱についての文部科学省の考え方（平成26年7月17日付け 文科省局長通知）

（1）大綱の定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱が対象とする期間は、4年から5年を想定している。

（2）大綱の記載事項

- 大綱の主たる記載事項は、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。
- 大綱は、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くすことが肝要である。

（3）教育振興基本計画その他の計画との関係

- 地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられる。
- このため、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。